

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北名古屋市は、固定資産税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

北名古屋市長

## 公表日

令和5年2月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税事務
②事務の概要	<p>固定資産税は、地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地、家屋、償却資産)が所在する市町村において課する地方税である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日から始まる年度の分として課税される税をすべて納付するものである。(地方税法第343条)</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づき市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出、決定している。</p> <p>固定資産課税台帳に登録された価格等に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の賦課等に関する事項に関しては市町村長へ不服申立てを行うことができる。</p> <p>市町村においては、上記に基づき、土地、家屋、償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価及び価格の決定</li><li>②固定資産税の賦課及び徴収</li><li>③納税通知書の作成及び通知</li><li>④固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産、賦課)の照会に係る事務</li><li>⑤固定資産税の減免に関する事務</li><li>⑥固定資産税に関する証明等の発行</li><li>⑦価格等に対する審査申出に係る事務</li><li>⑧所有者、納税義務者、納税管理人及び相続人代表者の宛名情報の管理</li><li>⑨口座情報の管理、照会等</li></ul>
③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、審査システム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、審査システムファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第一の16項、101項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第二の27項、121項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北名古屋市役所 財務部 税務課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北名古屋市役所 財務部 税務課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長	税務課長 坪井 俊二	事後	所属長名追加のため
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2の27の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	<情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第2の27項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 坪井 俊二	税務課長	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。
令和1年6月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が存在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条)</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録する(地方税法第403条第1項)。その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p>	<p>固定資産税は、地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が存在する市町村において課する地方税である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日から始まる年度の分として課税される税をすべて納付するものである。(地方税法第343条)</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づき市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出、決定している。</p> <p>固定資産課税台帳に登録された価格等に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の賦課等に関する事項に関しては市町村長へ不服申立てを行うことができる。</p> <p>市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p>	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・本事務における特定個人情報ファイルは、以	・本事務における特定個人情報ファイルは、以	事後	その他の項目の変更であり、
令和1年6月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、審査システム(eLTAX)	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、審査システムファイル	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更により、追加
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		⑨口座番号の管理、照会等	事後	情報連携実施開始による追加
令和5年2月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、審査システムファイル	資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、審査システムファイル、口座情報ファイル	事後	情報連携実施開始による追加
令和5年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16項	番号法第9条第1項、同法別表第一の16項、101項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	情報連携実施開始による追加 軽微な修正
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の27項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	<情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第二の27項、121項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	事後	情報連携実施開始による追加 軽微な修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。